

葛飾区入札公開要綱

平成6年12月7日

6 葛総経第239号区長決裁

改正 平成21年3月31日20葛総契第335号

平成25年3月21日24 葛総契第904号

(目的)

第1条 この要綱は、入札・契約制度の透明性を確保するため行う入札の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 公開の対象とする入札案件は、葛飾区契約事務規則第2条第9号で定める電子入札案件を除く全ての入札案件とする。

(参観人)

第3条 入札の参観を希望する者(以下「希望者」という。)は、入札当日、入札参観申請書(第1号様式)により申請し、契約管財課長の許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、1回の入札(複数の入札を同時に行う場合を含む。)ごとに行わなければならない。

3 第1項の許可を受けた者(以下「参観人」という。)に参観票を交付するものとする。

4 入札を妨害し、又は入札会場内の秩序を乱すおそれがあると認められる者については、参観を許可しないことができる。

(参観人の定員等)

第4条 参観人の定員は、5人とし、希望者が5人を超えた場合は、抽選とする。

(参観票の提示)

第5条 参観人は、入札会場に入場するときは、係員に参観票を提示しなければならない。

(参観票の返還)

第6条 参観人は、入札会場を退場するときは、参観票を返還しなければならない。

(参観人の守るべき事項)

第 7 条 参観人は、入札会場においては静肅にし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入札の円滑な運営を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならないこと。ただし、契約管財課長が特に許可した場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第 8 条 参観人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(参観人の退場)

第 9 条 参観人は、この要綱に違反し係員から退場を命じられた場合には、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 6 年 12 月 15 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 25 年 3 月 21 日 24 葛総契第 904 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

入札参観申込書

住 所			
氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性 別	男・女
電 話			
参観理由 (主な理由)			

参観にあたっては、次の事項に注意してください。

- 1 参観人の定員は5人です。希望者が5人を超えた場合は、抽選とします。
- 2 入札会場に入場するときは、係員に参観票を提示してください。
- 3 入札会場を退場するときは、係員に参観票を返還してください。
- 4 入札会場では、係員の指示に従ってください。
- 5 入札会場では静粛にし、入札の円滑な運営を妨げることのないよう注意してください。
- 6 入札中は、入札参加業者及び区職員との会話は禁止します。
- 7 写真、ビデオ等の撮影、録音はしないでください。